

**公立大学法人福島県立医科大学
ガバナンス・コード**

**令和7(2025)年 3月
公立大学法人福島県立医科大学**

目次

はじめに	1
------------	---

基本原則1 本学の自主性・自律性に基づいた計画策定と体制構築	1
---	----------

- 原則1－1 本学の使命を踏まえた計画等の策定
- 原則1－2 計画等を実現・検証する体制の構築
- 原則1－3 自主的・自律的・戦略的な経営及び教学運営の体制構築
- 原則1－4 多様な人材の確保と高度な専門性を有する人材の計画的な育成
- 原則1－5 自ら実行する不断の改革

基本原則2 本学の適正な経営の展開	2
--------------------------------	----------

- 原則2－1 理事長を始めとした経営執行部の責務 2
 - 原則2－1－1 理事長の責務
 - 原則2－1－2 理事長を支える補佐体制の構築
 - 原則2－1－3 戦略的な資源配分
 - 原則2－1－4 経営執行部に求められる責務
- 原則2－2 本学の経営、教育・研究を支える審議機関と監査体制の構築 3
 - 原則2－2－1 学外委員を交えた経営審議体制の構築
 - 原則2－2－2 教育・研究の質の向上を図るための審議体制の構築
 - 原則2－2－3 本学業務に対する適切な監査体制の構築
- 原則2－3 理事長選考機関の責務 3
 - 原則2－3－1 本学の使命を踏まえた責任ある理事長の選考
 - 原則2－3－2 理事長の解任のための手続の整備
 - 原則2－3－3 理事長の業務執行に関する評価
- 原則2－4 法令遵守とリスクマネジメント..... 4
 - 原則2－4－1 法定事項に関する適切な情報開示
 - 原則2－4－2 研究活動における倫理の遵守
 - 原則2－4－3 リスクに対する備え
 - 原則2－4－4 内部統制の仕組みの整備と運用体制

基本原則3 教育・研究の発展.....	5
----------------------------	----------

原則3-1 全学的視点に立った教学マネジメントの実現

原則3-1-1 学位プログラム毎の学修目標と方針の具体化

原則3-1-2 学修目標の達成を支える学修者目線での教育課程の編成

原則3-1-3 教育成果と学修成果の把握と可視化

原則3-2 教育・研究の水準の向上を支える内部質保証システムの構築

原則3-2-1 自己点検・評価に基づく教育・研究活動の継続的な改善

原則3-2-2 教育の質・学修の質を担保するためのモニタリングと認証評価の活用

基本原則4 地域社会への貢献.....	6
----------------------------	----------

原則4-1 ステークホルダーとの信頼醸成

原則4-1-1 県との連携・協働関係の構築

原則4-1-2 産学官連携の成果の還元等による地域社会からの信頼醸成

原則4-1-3 本学を支える地域住民等からの信頼醸成

原則4-2 教育・研究による地域社会への貢献

原則4-2-1 地域への優れた医療人の輩出

原則4-2-2 地域経済・社会を支えるイノベーションの創出

原則4-2-3 国際交流・連携・協力活動の推進

原則4-3 医療による地域社会への貢献

原則4-3-1 病院の基本理念等を踏まえた医療の提供

原則4-3-2 特定機能病院としての責務

原則4-3-3 県内の医療提供体制確保への支援

基本原則5 持続可能性・多様性のある社会への対応.....	7
--------------------------------------	----------

原則5-1 持続可能な社会のための貢献

原則5-2 ダイバーシティ社会への対応・男女共同参画の推進

原則5-3 人権の尊重とハラスメントの防止

基本原則6 東日本大震災及び原子力災害からの復興..... 8
--

原則6－1 福島復興の牽引

原則6－2 福島復興を担う優れた医療人の育成

原則6－3 優れた価値ある研究成果の発信

原則6－4 県民の健康長寿の実現

原則6－5 持続的に進化する大学

おわりに..... 8

はじめに

公立大学法人福島県立医科大学(以下「本学」という。)は、福島県民(以下「県民」という。)の保健・医療・福祉に貢献する医療人の教育及び育成を目的として設立された大学である。同時に、研究機関として、不断の研究成果を広く世界に問いかけるという重要な使命を担っている。

また、従前から担っている県民の命と安全を守るための高度な医療の提供や、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故という未曾有の災害(以下「東日本大震災及び原子力災害」という。)を受けて、県民の健康状態を長期にわたり見守るという使命・社会的責務も負っている趣旨を踏まえ、ステークホルダー(「利害関係者」をいう。 以下同じ。)に対して運営状況や本学の使命及び社会的責務をどう果たすのかなど、ガバナンス・コードを策定することで、広く示す必要がある。

このため、公立大学に共通するガバナンスの基本原則については、一般社団法人公立大学協会が策定した「公立大学ガバナンス・コード」に準拠し、これに医療系総合大学としての本学の独自性や、東日本大震災及び原子力災害からの復興を盛り込み、本学の理念に次ぐ高位規範として、以下のとおり「公立大学法人福島県立医科大学ガバナンス・コード」を定める。

基本原則1 本学の自主性・自律性に基づいた計画策定と体制構築

本学は、設立目的である「県民の保健・医療・福祉に貢献する倫理性豊かな医療人の教育・育成」、「最新かつ高度な医学、看護学及び保健科学の研究・創造」、「県民の生命と健康を守る基幹施設としての全人的・統合的な保健医療の提供」を使命とし、福島県(以下「県」という。)から措置される運営費交付金等を基盤的な財源として活用しながら、これら使命を果たし、地域社会に貢献していく責任を負っている。そのため、法定計画である中期計画や、本学の自主性・自律性に基づいた各種計画(以下「計画等」という。)を策定し、それを実現できる体制を構築する。

原則1－1 本学の使命を踏まえた計画等の策定

本学は、本学の使命を踏まえて計画等を策定する。

策定に当たっては、多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めるとともに、計画等を実現するための道筋を示すなど、可能な限り透明性の確保を図る。

原則1－2 計画等を実現・検証する体制の構築

本学は、策定した計画等の実現に向け取り組み、経営審議会、教育研究審議会及び役員会などにおいて進捗を確認し、実効性などを検証する。その際は、可能な限りエビデンスベースによる検証に努め、適宜計画等の見直し・改善を図る。

原則1－3 自主的・自律的・戦略的な経営及び教学運営の体制構築

本学は、県からの運営費交付金を重要な財政基盤としていることを踏まえ、人的・物的資源等を戦略的、効率的、効果的に配置・配分するとともに、教職員が協働して、基本原則1に掲げる使命を果たし、地域社会に貢献できる教学運営の体制を構築する。

原則1－4 多様な人材の確保と高度な専門性を有する人材の計画的な育成

本学は、医療系総合大学としての役割を継続的に果たしていけるよう、ダイバーシティの観点から多様な人材を確保するとともに、法人の経営及び運営に必要な能力を備える人材(事務職員等を含む)や、医療人の育成・教育、研究及び医療の推進のための高度な専門性を有する人材をSD(Staff Development、「職員の能力開発」をいう。以下同じ。)等により育成する。医療人については、「福島県立医科大学の3つの方針(ポリシー)」に則り、地域社会、ひいては世界が求める人材を目指す。

原則1－5 自ら実行する不断の改革

本学は、社会情勢が急速に変化する中であって、地域社会、ひいては世界から必要とされる存在であり続けるために、自ら不断の改革を実行するとともに、その成果を社会に発信する。

基本原則2 本学の適正な経営の展開

本学は、自主的・自律的な運営に係る環境の下、基本原則1に掲げる使命を果たし、地域社会に貢献していくため、理事長兼学長(以下「理事長」という。)がそのリーダーシップを発揮し、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制を構築するよう努める。

また、ガバナンスの基本要素の一つとして、トップへの牽制機能が求められることから、理事長が客観性を担保した大学運営を行えるよう、理事長に対する自律的な牽制機能について検討し、強化を図る。

原則2－1 理事長を始めとした経営執行部の責務

原則2－1－1 理事長の責務

理事長は、基本原則1に掲げる事項を踏まえ、その実現に向けた経営及び教学運営等の考え方を明らかにし、教職員の意欲・能力の向上を図るとともに、学生等に対しても、情報発信に努める。また、本学の使命を果たすため、リーダーシップを発揮するとともに、学外委員も含めて構成される審議会等の意見や県民からの期待を踏まえ、客観性を担保した経営及び運営に努める。

原則2－1－2 理事長を支える補佐体制の構築

理事長は、理事長を補佐する副理事長、理事、学長を補佐する総括副学長及び副学長等について、適材適所に任命するとともに、理事長の職務を補佐する組織を設置し、自らの意思決定や業務執行へのサポートが機能する体制を整備する。

原則2－1－3 戦略的な資源配分

理事長は、基本原則1に掲げる使命を果たし、地域社会に貢献するため、計画等の実現に向け、県と調整・協議の上、予算・人事・組織等について適切に配分・配置・再編を行い、計画

等の進捗等によりその成果を適切に検証する。

原則2-1-4 経営執行部に求められる責務

経営執行部は、経営及び運営の重要事項について迅速かつ十分な検討等を行い、審議会や役員会等に諮り、法人の意思決定を支え、適正な経営及び運営を確保する。

原則2-2 本学の経営、教育・研究を支える審議機関と監査体制の構築

原則2-2-1 学外委員を交えた経営審議体制の構築

本学は、業務の成果を最大化できる経営を実現するため、学外委員の意見を聴き、その知見を積極的に経営に反映させ、法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営審議会を開催する。また、経営審議会の運営に当たっては、定款の規定に則った委員を選任するとともに、その役割を踏まえ適切な議題を設定するなどし、審議を活性化させるよう努める。

原則2-2-2 教育・研究の質の向上を図るための審議体制の構築

本学は、教育・研究の質の向上を図り、基本原則1に掲げる使命を果たすため、教育・研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究審議会を開催する。また、教育研究審議会の運営に当たっては、定款の規定に則った委員を選任するとともに、その役割を踏まえ適切な議題を設定するなどし、審議を活性化させるよう努める。

原則2-2-3 本学業務に対する適切な監査体制の構築

本学は、監査等の業務をととして効果的・明示的に牽制機能を果たすことができる体制を整備するとともに、担当する監事等がそれらを適切にチェックできる仕組みを工夫する。

原則2-3 理事長選考機関の責務

原則2-3-1 本学の使命を踏まえた責任ある理事長の選考

理事長選考機関である理事長選考会議（以下「選考会議」という。）は、理事長の選考や解任、理事長の業績評価等を担うこととなる会議体であることから、中立性・公正性を担保するため、外に開かれた組織となるよう選考委員の半数程度を学外委員とするなど、選考委員の選任方法や選考理由について、透明性の確保に努める。その上で、選考会議は、自らの権限と責任に基づき、理事長に求められる人物像（資質・能力等）を明らかにするとともに、広く学内外から理事長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行う。

原則2-3-2 理事長の解任のための手続の整備

選考会議は、理事長の職務の遂行が適当ではなく、引き続き職務を行わせるべきではないと認める場合等においては、任期の途中であっても理事長の解任を申し出る役割があり、迅速かつ公正にこれを行うことができるよう、予め理事長の解任を申し出るための手続や公表の手順を整備する。

原則2-3-3 理事長の業務執行に関する評価

選考会議は、理事長の業務が適切に執行されているか評価を行う。評価に当たっては、理事長の業務執行状況を適切に把握して行い、理事長から独立性をもって、組織としてその結果に責任を持つ。

原則2-4 法令遵守とリスクマネジメント

原則2-4-1 法定事項に関する適切な情報開示

本学は、県からの運営費交付金を重要な財政基盤とするとともに、多様な関係者からの財源に支えられて多岐にわたる活動を行っている大学として、公正な運営及び透明性の確保に努める。そのため、法令に基づく適切な情報公開を徹底するとともに、本学が使命を果たし、地域社会に貢献するために行う活動や、大学運営に係る様々な情報について分かりやすく公表する。また、本学として利益相反を適切に管理できるマネジメント体制を整備する。

原則2-4-2 研究活動における倫理の遵守

本学は、所属する研究者一人一人に高い研究倫理を身につけさせるとともに、研究インテグリティ(健全性と公正性)を確保し、組織としての自己規律を図ることが求められる。そのため、適切な環境の整備や研修体制を構築するとともに、若手研究者等が自立して研究活動に取り組める支援体制を構築する。

原則2-4-3 リスクに対する備え

本学は、大規模災害、パンデミック、重大な事件又は事故等のリスクに対し備えることにより、業務の継続性を維持できるよう、サイバーセキュリティを確保するとともに、必要な体制整備を行う。

原則2-4-4 内部統制の仕組みの整備と運用体制

本学は、業務の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、事業活動に関わる法令等の遵守の促進、資産の保全を図り、業務の適正を確保するため、自らを律する内部統制システムを運用し、継続的な見直しを図る。

基本原則3 教育・研究の発展

本学は、県内における医療人を育成する高等教育機関の中核的存在として、高度な教育による社会の持続的発展を支える優秀な医療人材の輩出、社会にとって普遍的な価値をもたらす高度な学術研究の推進や大学の知的価値の提供などの機能について、高度化させていく責務を持つ。

そのため、理事長は、上記責務を果たし、全体として調和のとれた大学運営を実現するために、全学的な視点で行われる教学マネジメントを確立し、教育研究等の質を高めるため不断の見直しに取り組む。

原則3-1 全学的視点に立った教学マネジメントの実現

原則3-1-1 学位プログラム毎の学修目標と方針の具体化

本学は、基本原則1に掲げる使命を果たすため、大学に置かれる学位プログラム毎に学修目標を分かりやすく具体的に設定する。また、その学修目標を達成するために、卒業認定・学位授与の方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入に関する方針を実質的に機能するよう適切な策定単位で定め、不断の見直しを行う。

原則3-1-2 学修目標の達成を支える学修者目線での教育課程の編成

本学は、学修目標を達成するため、個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、学修者の目線に立った教育課程を体系的・組織的に編成するとともに、学修者に分かりやすく明示する。

原則3-1-3 教育成果と学修成果の把握と可視化

本学は、教育課程をととして、学修目標で定めた資質・能力を育成できているかどうか、また学生一人一人が自らの学びによりその資質・能力が獲得できたことを実感・説明できるよう、教育成果と学修成果の把握・可視化に努める。

原則3-2 教育・研究の水準の向上を支える内部質保証システムの構築

原則3-2-1 自己点検・評価に基づく教育・研究活動の継続的な改善

本学は、教育・研究についての自己点検・評価のための適切な体制を整えとともに、適切な項目を定め自己点検・評価を行い、教育・研究活動の継続的な改善を図るため、教学の取組みを可視化し、改善に資するためのFD(Faculty Development、「教員の組織や集団の能力開発」をいう)、SD等の研修を推進し、教職員に必要な高度な専門性のかん養を図る。

原則3-2-2 教育の質・学修の質を担保するためのモニタリングと認証評価の活用

本学は、原則3-1-3に掲げた取組みをととして、学修者本人や社会が期待する学修成果を示すことが教育の質保証の観点から重要であることから、学修成果の継続的なモニタリングを行い、学修者や社会が求める情報の公表を積極的に進める。また、本学の強みや特色を打ち出す仕組みとして、認証評価等の外部評価を活用する。

基本原則4 地域社会への貢献

本学は、教育、研究及び医療に関する活動の展開により使命を果たし、地域社会へ貢献していくため、本学設立の経緯と建学の理念を踏まえ、本県の保健・医療の課題・問題点を把握しその分析を通して、解決や解消を図り、地域社会の保健医療水準の向上に努めながら、その社会的な役割を果たしていく。

原則4－1 ステークホルダーとの信頼醸成

原則4－1－1 県との連携・協働関係の構築

本学は、基本原則1で掲げる使命を果たし、県民にとって必要不可欠な存在となるよう、設立団体である県と連携・協働し、諸活動が地域にとってより有益なものとなるよう取り組む。また、計画等の策定を行い、効率的・効果的に業務を実施し、適時・適切にその取り組みを評価することで、円滑かつ効率的な大学運営に努める。

原則4－1－2 産学官連携の成果の還元等による地域社会からの信頼醸成

本学は、教育と研究の成果を広く社会に還元し、地域産業・経済の振興に貢献するため、企業等との共同研究などの産学官連携に取り組む。また、社会課題の解決のため、医療人の確保・育成や地域への定着、県民の健康増進等を支援するとともに、高度で先進的な医療や多様な教育機会を提供することで、地域社会と相互に信頼関係を醸成していく。

原則4－1－3 本学を支える地域住民等からの信頼醸成

本学は、原則4－1－2に加え、大学運営の財政を支える県民等から理解と支持を得るため、情報公開をとおして透明性を確保しながら、信頼される大学としての存在感を高めていく。

原則4－2 教育・研究による地域社会への貢献

原則4－2－1 地域への優れた医療人の輩出

本学は、医療系総合大学としての特色をいかし、各学部や大学院が連携して、高度な知識・技術と高い倫理性を備えた医療人の育成に取り組むとともに、県内に輩出する人材全体の質の向上に努める。また、その医療人を指導・育成できる人材及びその他資源の育成・確保に努める。

原則4－2－2 地域経済・社会を支えるイノベーションの創出

本学は、優秀な研究者の確保をはじめ、研究高度化を支援するための人材の育成を通じて高めた研究の成果や知見を、地域のみならず国内外に発信・還元することで、地域経済・社会を支えるイノベーション創出に寄与する。

原則4－2－3 国際交流・連携・協力活動の推進

本学は、国際社会で活躍できる人材の育成や国際水準の研究を行い、海外の大学や国際機関との交流・連携・協力活動を推進する。また、その成果を広く世界に発信するとともに、人材や研究成果の地域社会への還元に努める。

原則4－3 医療による地域社会への貢献

原則4－3－1 病院の基本理念等を踏まえた医療の提供

本学は、医療系総合大学として有する附属病院において、チーム医療を推進し、安全な医療、ニーズに応える最高水準の医療、先進的な医療を提供するとともに、高い倫理観のもと、ひとのいのち、人権とプライバシーを尊重する医療人を育成し、生涯にわたって県民の健康を支えるための医療を提供する。

原則4－3－2 特定機能病院としての責務

本学は、高度な医療の提供、医療技術の開発及び医療に関する研修を実施する能力等を備えた特定機能病院を有し、周産期・小児、がん、高度救命救急、災害等の拠点病院としての役割を果たすべく、良質な医療を提供することができるよう、病院機能の充実を図る。また、原子力災害医療に対応する機関として、災害・事故等の発生時に迅速かつ的確に対応できるよう体制を構築する。

原則4－3－3 県内の医療提供体制確保への支援

本学は、県内の医療提供体制の確保に向け、新興感染症への対応や、医療人の確保・定着等の課題について、県と連携して対応するとともに、過疎地域・双葉地域等の医療体制が脆弱な地域に、その地域の実情やニーズに応じた医師派遣等の地域医療支援を行う。

基本原則5 持続可能性・多様性のある社会への対応

大学には、世界に開かれ、世界的な普遍的価値を生み出し、あまねく提供する存在となることが求められる。本学は、社会の持続的発展のために貢献するとともに、多様性のある社会に対応し、進んで人権の尊重やハラスメントの防止に努める。

原則5－1 持続可能な社会のための貢献

本学は、優秀な医療人の育成や教育、研究及び医療の推進により、持続可能な社会の構築に貢献するとともに、地域社会、ひいては世界に対して本学の持つ資源や成果を還元していく。

原則5－2 ダイバーシティ社会への対応・男女共同参画の推進

本学は、ダイバーシティを積極的に推進し、個人として尊重され、性別、人種、国籍、職歴、年齢、障害の有無に関わらず、多様な価値観を認め合い、持てる個性と能力を最大限発揮できる環境を築くとともに、教職員の仕事と生活の調和を実現することを目指す。

原則5－3 人権の尊重とハラスメントの防止

本学は、学生・教職員はもとより、大学の諸活動に関わる全ての関係者の人権を尊重する。本学の構成員一人一人が人権の尊重とハラスメントの防止を自分自身の問題として捉えられるよう、組織的な取組みを進める。

基本原則6 東日本大震災及び原子力災害からの復興

本学は、優れた医療人の教育・育成、医学、看護学及び保健科学の研究推進、そして高度で先進的な医療の提供という本来の使命に加え、東日本大震災及び原子力災害によって課せられた「県民のこころと体の健康を長期に見守り、福島復興の中核となる」という歴史的使命を担っている。

本学は、基本原則1から5に則り、震災を経験した医療系総合大学として、災害の記憶を風化させることなく、福島の復興に寄与するとともに、今後の社会の変化に対応していくため、その知見をいかながら、教育、研究及び医療を推進する。

原則6－1 福島の復興の牽引

本学は、医療系総合大学として、福島の復興を医療面で牽引し、全ての県民の復興が達成される日まで支えつづける。

原則6－2 福島の復興を担う優れた医療人の育成

本学は、福島の復興を担う優れた医療人を育成するとともに、高度な知識、技術と高い倫理性を備えた医療人を育てる。

原則6－3 優れた価値ある研究成果の発信

本学は、復興に際し、課せられた歴史的使命を果たすため、震災の経験や知見を生かし、優れた価値ある研究成果を世界に向かって発信する。

原則6－4 県民の健康長寿の実現

本学は、東日本大震災及び原子力災害による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の健康状態を把握し、高水準の医療の提供と根拠に基づく疾病の予防、早期発見、早期治療につなげることで、県民の健康長寿の実現を目指す。

原則6－5 持続的に進化する大学

本学は、持続的に進化する大学を創るとともに、東日本大震災及び原子力災害などの災害等に対して貢献できる大学、ひいてはここに集うすべての人々の思いに応えられる大学を目指す。

おわりに

本学は、教育、研究、医療に加え、県民の健康の見守りという新たな使命を果たすため、このガバナンス・コードに基づいた運営を行うとともに、すべてのステークホルダーに対して透明性のある運営に努める。

また、教育環境や社会情勢の変化に柔軟に対応するため、本コードの不断の見直しを行い、ガバナンスの強化と改善を図ることで、本学に対する信頼を維持し、さらなる発展を目指していく。